

令和6年 No25

○国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

役員会の下に置く運営組織の再編及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

役員会の下に置く運営組織の再編に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、役員会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年5月24日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第15号

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程（平成24年規程第14号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部改正について

改正理由：役員会の下に置く運営組織の再編及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(東京学芸大学ウェブサイト)</p> <p>第2条 学外に対する広報活動を推進するために、<u>本学</u>に東京学芸大学ウェブサイトを設置する。</p> <p>2 東京学芸大学ウェブサイトは、<u>次</u>の各号に定めるオフィシャル・ウェブサイト及びその他のウェブサイトで構成する。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>3 前項各号に定めるウェブサイトの管理・運営については、別表のとおりとする。 (臨時公式ウェブサイト)</p> <p>第3条 災害及びICT／情報基盤センターシステムの障害等によるウェブサーバ停止時の情報発信手段として、学外のウェブサービスを利用した、臨時公式ウェブサイト (https://sites.google.com/site/gakugeiweb/) を設置し、国立大学法人東京学芸大学<u>全学戦略・広報本部</u> (以下「<u>本部</u>」という。) が運営・管理する。 (公式ソーシャルメディア)</p> <p>第4条 本学の通常の広報活動及び臨時公式ウェブサイトを補助するための情報発信手段として、本学公式のX (https://twitter.com/TokyoGakugei) , Facebook (https://www.facebook.com/Gakugei/) 及びInstagram (https://www.instagram.com/tokyo_gakugei_university/) を設置し、<u>本部</u>が運営・管理する。</p> <p>[省略]</p> <p>(措置)</p> <p>第6条 <u>本部</u>は、前条各号のいずれかに該当すると判断したときは、当該ウェブサイトを管理する部局等に対し警告を発し、リンクの切断等必要な措置を講ずることができる。</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(東京学芸大学ウェブサイト)</p> <p>第2条 学外に対する広報活動を推進するために、<u>本学</u>に東京学芸大学ウェブサイトを設置する。</p> <p>2 東京学芸大学ウェブサイトは、<u>次</u>の各号に定めるオフィシャル・ウェブサイト及びその他のウェブサイトで構成する。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>3 前項各号に定めるウェブサイトの管理・運営については、別表のとおりとする。 (臨時公式ウェブサイト)</p> <p>第3条 災害及びICT／情報基盤センターシステムの障害等によるウェブサーバ停止時の情報発信手段として、学外のウェブサービスを利用した、臨時公式ウェブサイト (https://sites.google.com/site/gakugeiweb/) を設置し、国立大学法人東京学芸大学<u>広報戦略推進本部</u> (以下「<u>推進本部</u>」という。) が運営・管理する。 (公式ソーシャルメディア)</p> <p>第4条 本学の通常の広報活動及び臨時公式ウェブサイトを補助するための情報発信手段として、本学公式のX (https://twitter.com/TokyoGakugei) , Facebook (https://www.facebook.com/Gakugei/) 及びInstagram (https://www.instagram.com/tokyo_gakugei_university/) を設置し、<u>推進本部</u>が運営・管理する。</p> <p>[省略]</p> <p>(措置)</p> <p>第6条 <u>推進本部</u>は、前条各号のいずれかに該当すると判断したときは、当該ウェブサイトを管理する部局等に対し警告を発し、リンクの切断等必要な措置を講ずることができる。</p> <p>[省略]</p>

(補足)
第8条 この規程に定めるもののほか、東京学芸大学ウェブサイト等の運営・管理
に関し必要な事項は、本部が別に定める。

[省略]

別表 ウェブサイトの管理運営（第2条第3項関係）

区分(※1)	第2条第2項第1号			第2条第2項第2号	
	I	II	III	IV	V
[省略]					
CMS管理責任(※3)	<u>全学戦略・広報本部</u>		教育インキュベーションセンター	各部署	個人
構造デザイン(※4)	<u>全学戦略・広報本部</u>		教育インキュベーションセンター	各部署	個人
内容責任更新作業	<u>全学戦略・広報本部</u>	各部署	教育インキュベーションセンター	各部署	個人
[省略]					

※1 I～IIIの区分については、全学戦略・広報本部のガバナンスの下、全学戦略・広報本部と担当部署において協議の上、決定する。

※2～※4 [省略]

附 則
この規則は、令和6年5月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(補足)
第8条 この規程に定めるもののほか、東京学芸大学ウェブサイト等の運営・管理
に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

[省略]

別表 ウェブサイトの管理運営（第2条第3項関係）

区分(※1)	第2条第2項第1号			第2条第2項第2号	
	I	II	III	IV	V
[省略]					
CMS管理責任(※3)	<u>広報戦略推進本部</u>		教育インキュベーションセンター	各部署	個人
構造デザイン(※4)	<u>広報戦略推進本部</u>		教育インキュベーションセンター	各部署	個人
内容責任更新作業	<u>広報戦略推進本部</u>	各部署	教育インキュベーションセンター	各部署	個人
[省略]					

※1 I～IIIの区分については、広報戦略推進本部のガバナンスの下、広報戦略推進本部と担当部署において協議の上、決定する。

※2～※4 [省略]